

新医第543号(業)  
令和6年1月10日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長  
堂前 洋一郎

### 書面及び光ディスク等による請求の継続に係る届出について

このことについて、日本医師会から添付のとおり通知がありました。

療養の給付等に関する費用請求について、書面及び光ディスク等による請求を継続する場合には、あらためて届出書の提出が必要とされておりますが、届出に関する留意事項が示されました。

レセプトコンピュータを使用していないことや、常勤保険医の年齢によりオンライン請求の義務化対象から除外されている医療機関は、必要な届出書を令和6年2月末までに審査支払機関に対して紙媒体で提出することで、引き続き書面による請求が可能とされます。

また、令和6年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合には、必要な届出書を令和6年8月末までに医療機関等向け総合ポータルサイトから提出（やむを得ない場には紙媒体での届出可）することで、取扱いを継続することができますが、届出は1年ごとの更新制となります。

なお、紙媒体での届出を行う場合には、社会保険診療報酬支払基金本部及び国民健康保険団体連合会のいずれに対しても届出が必要です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知いただくとともに、貴会会員に対してご周知いただけますよう貴職のご高配をお願いいたします。